

新津東部運動広場 料金変更のお知らせ

日頃より施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

新潟市では、これまで公の施設を利用する方と利用しない方との公平性の観点から、施設を利用する方に適切な金額を負担していただくための検討を行い、このたび、以下のとおり料金を変更することになりましたのでお知らせいたします。

ご負担をおかけいたしますがご理解くださいますようお願い申し上げます。

新料金の適用

令和7年4月1日以降の利用から

専用利用

(1時間につき)

	利用目的		入場料の徴収の有無	現料金	新料金
野球場	スポーツ、 体育及びレ クリエー ションの催 物及び練習 の利用	営利又は 営業を目的 としない場合	入場料を徴収 しない場合	1,000	1,210
		営利又は 営業を目的 としない場合	入場料を徴収 する場合	2,000	2,420
		営利又は 営業を目的と する場合	—	13,000	15,730
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は 営業を目的 としない場合	入場料を徴収 しない場合	4,000	4,840
			入場料を徴収 する場合	8,000	9,680
		営利又は 営業を目的と する場合	—	13,000	15,730

問い合わせ先

新潟市秋葉区地域総務課文化スポーツ担当

0250-25-5671